

令和 4 年 4 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

議案第 3 1 号

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱

新庄市就学援助事業実施要綱（平成 2 2 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 援助区分及び補助対象費目

援助区分	補助対象費目
要保護	修学旅行費、医療費
準要保護	学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、新入学児童生徒学用品費、入学準備学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、オンライン学習通信費

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 支給額

補助対象費目	小学校	中学校
学用品費 児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材費を含む。）の購入費	1 1, 5 2 0 円/年 （前期と後期の 2 回に分けて支給）	2 2, 5 1 0 円/年 （前期と後期の 2 回に分けて支給）
通学用品費 児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	2 ～ 6 学年を対象として 2, 2 5 0 円/年 （前期と後期の 2 回に分けて支給）	2 ～ 3 学年及び 8 ～ 9 学年を対象として 2, 2 5 0 円/年 （前期と後期の 2 回に分けて支給）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1, 5 8 0 円	2, 2 9 0 円

<p>児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴わない校外学習に参加するために必要な交通費及び見学料</p>	<p>(学年を通じて1回)</p>	<p>(学年を通じて1回)</p>
<p>体育実技用具費 小中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒が個々に用意することとされているもの(スキー用具、柔道着、防具、剣道着、竹刀一式)の購入費</p>	<p>1学年及び4学年を対象として、スキー 26,240円 (学年を通じて1回)</p>	<p>1学年及び7学年を対象として 柔道 7,570円 剣道 52,380円 スキー 37,650円 (学年を通じて1回)</p>
<p>校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な交通費、見学料及び宿泊料</p>	<p>3,650円 (学年を通じて1回)</p>	<p>6,150円 (学年を通じて1回)</p>
<p>新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする通学用品等の購入費 ただし、当該児童生徒に係る入学準備学用品費の支給を受けていない場合に限る。</p>	<p>1学年を対象として50,600円 (学年を通じて1回)</p>	<p>1学年及び7学年を対象として57,400円 (学年を通じて1回)</p>
<p>入学準備学用品費 次年度新たに入学予定の者が就学するに当たり、通常必要とする通学用品等の購入費</p>	<p>就学予定者を対象として50,600円 (就学予定年度の前年度を通じて1回)</p>	<p>就学予定者を対象として57,400円 (就学予定年度の前年度を通じて1回)</p>
<p>修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、</p>	<p>21,670円 (学年を通じて1回)</p>	<p>60,300円 (学年を通じて1回)</p>

記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金その他児童生徒が均一に負担すべきこととなる経費		
通学費 児童生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費で、片道の距離が小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上の児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃	39,620円/年 (前期と後期の2回に分けて支給)	80,070円/年 (前期と後期の2回に分けて支給)
学校給食費 児童生徒の学校給食に要する経費	実費 (前期と後期の2回に分けて支給)	実費 (前期と後期の2回に分けて支給)
医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。	実費	実費
オンライン学習通信費 児童生徒が家庭におけるオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)	1,000円/月	1,000円/月

別表第3を次のように改める。

別表第3 年度途中の認定又は取消しを受けた者の支給額

補助対象費目	支給額
学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、新入学児童生徒学用品費、入学準備学用品費、	保護者に対象となる経費の支払の義務が生じている場合は、その実費相当額 保護者に対象となる経費の支払の義務が生じていない場合は、0円

修学旅行費、学校給食費、医療費、オンライン学習通信費	
通学費	別表第2に定める額を12で除した額に在学月数を乗じた額（100円未満切捨て）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提案の理由

1人1台端末を利用した家庭におけるオンライン学習が本格実施するにあたり、オンライン学習に必要な通信費を支給するため、所要の改正を行うものである。

議案第 36 号

一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

一般財団法人新庄市体育協会の経営状況を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別資料のとおり報告する。